

第7回江南市市民協働・市民活動推進協議会 会議要旨

会議名：第7回江南市市民協働・市民活動推進協議会

開催日時：平成31年2月5日（火）午後2時30分～午後4時

場所：江南市役所防災センター3階 仮眠待機室

委員：出席委員7名

中村 健一（公募市民）

齋藤 雅治（市民活動団体関係者）

早瀬 裕子（市民活動団体関係者）

新 英子（市民活動団体関係者）

水野 浩子（市民活動団体関係者）

伊藤 光洋（江南市社会福祉協議会職員）

坪内 俊宣（市職員）

事務局：片野 富男（企画部長）

矢橋 尚子（地方創生推進課地域協働グループリーダー）

加納 康陽（地方創生推進課地域協働グループ）

資料1：平成31年度まちづくり補助事業採択事業一覧表

資料2：地域まちづくり補助事業 採択団体一覧

資料3：平成30年度NPOに対する補助金等

資料4：第6回江南市市民協働・市民活動推進協議会 要旨

資料5：布袋駅東複合公共施設基本計画の見直しについて

資料6：布袋駅東複合公共施設 開館時間及び休館日一覧

資料7：県内市民活動センター 開館時間等について

資料8：市民・協働ステーション利用状況について

参考1：NPO・ボランティア講座 チラシ

参考2：災害ボランティアセンターのレイアウト図について

議題	1. 地域まちづくり補助事業について
	2. 市民・協働ステーションについて
	3. その他

議題

1. 江南市地域まちづくり補助事業について

○事務局から、平成 31 年度江南市地域まちづくり補助事業の採択結果の報告と応募件数についての分析、募集方法等補助金制度の見直しについて説明がありました。

伊藤委員	地域まちづくり補助事業への相談がこれまでに何件あったのか。相談会には参加したが、この補助金の趣旨に合わないので申請されなかったものもあるとは思いますが、どれくらいありましたか。
事務局	過去 3 年の相談件数は、平成 28 年が 5 件、平成 29 年度が 8 件、平成 30 年が 4 件でした。窓口で補助制度の問合せや相談は、毎年複数件受けています。
伊藤委員	目ぼしい団体からの申請は 1 回りした感じがある。3 年やったら 1 区切りになる団体が多く、その後も続けるというのは難しいのかもしれない。
事務局	今年度事業を実施している「江南ノルディックウォーククラブ」は、自立して事業を拡大していますので、申請されていません。
伊藤委員	今回、3 件のうち採択が 2 件、不採択が 1 件でしたが、不採択の理由は何だったのでしょうか。
事務局	審査員からは、団体の設立目的と事業内容がどのようにつながるのかわからない。事業自体の目的が抽象的過ぎて補助対象なのか理解しづらい。市民ニーズ、公益性という観点から広く市民に求められているものなのかわからないなどの意見がございました。
中村委員	応募件数は制度を検討するうえでの重要な尺度であると思います。 しかし、補助制度がどのように機能しているのか、これまでに補助を受けた事業がどうなっているのか、補助を受けたことで今まで事業を続けられたのか、それとも活動を続けられなかったのか、補助事業の現在を検証できればいいと思います。 どういう制度の在り方が理想なのか、活用状況のイメージを持つことが大切だと思います。市民活動がすごく活性化して、応募が殺到し、その中から選ぶというようなものが理想なのではないかと思います。 数値目標としては、年間 10 団体位の応募があり、審査により 7、8 団体が採択されるようなイメージを目標として掲げ、その土台として市民活動が活性化しているということだと思います。 そのためにも、制度設計を見直すことも必要だと思います。 今の補助金は上限が定額ですけど、2 年目、3 年目で段階的に低減していったら、自己資金の割合を増やしていき、自立を促すという制度設計にするとか、市民活動を活性化させるということで、市民活動を立ち

	<p>上げたときに団体に補助するという制度に変えていくのはどうかと考えています。今までは事業に対する補助で、単独の団体の事業か連携する複数の団体の事業でしたが、団体同士の連携はあまり機能しないのではないかと感じています。そのため、単独の団体の事業への補助は残し、連携コースの代わりに団体の立ち上げへの補助を柱にしてはどうかと考えています。応募数が増え、新しい団体が生まれ、より活動が活発になるような制度設計にしてはどうかと思います。</p> <p>他市町のスタートアップへの補助金を参考にしながら、検討してはいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>これまでに補助金を受けた団体に対し、現在の活動を検証するために、補助期間終了後から現在までの主な活動内容とPRできることがあればHPに掲載するように募集しましたが、本日までに回答があったのは、「NPO法人子どもと文化の森」と「織音」の2団体のみです。また回答がありましたら、随時掲載したいと考えています。</p>
中村委員	<p>「織音」は補助期間が1年ですが、その後も活動を続けているのですか。</p>
事務局	<p>補助期間に作られた楽曲を織音が開催するコンサートの中で定期的に演奏し、楽譜を書き起こして配布するなど活用されています。</p>
中村委員	<p>フェリーチェも道具を揃えられて活動を続けられているのかなと思っていますがいかがですか。</p>
事務局	<p>今年度までが補助期間で、昨年度までに行った保育園等からは継続的に依頼を受けていると聞いていますので、自立に向けて順調に事業が展開できていると思います。</p>
中村委員	<p>市民活動を活性化していくためには、上手くいかなかったところの原因を探ることで、どういうサポートが必要なのか検討できると思います。</p>
事務局	<p>団体の立ち上げに対する補助金については、他市町の事例を調べている段階ですが、今すぐに制度化することは難しいと感じています。</p> <p>事業を実施していないうちに補助金を交付して、もしも事業結果が伴わなかったらどうするのか。立ち上げに際してどこの部分まで補助するのか。どのように審査するのかなどの問題がありますので、徐々に検討を重ねていく必要があると考えています。</p> <p>審査を団体の立ち上げ後に実施する事業内容で精査することになると事業費補助と立ち上げ補助の何が違うのかわからなくなってしまうのではないかと。事業費補助は上限10万円、立ち上げ補助は上限5万円とした場合、事業を実施するなら初めから10万円がもらえる事業費補</p>

	<p>助で申請してくるのではないかと想像しており、そうなるかと新たに制度を設けても活用されないのではないかと懸念しています。</p>
齋藤委員	<p>これからは焦らずに制度を見守っていくしかないと思います。これまでに申請された団体を見るとよく聞くところはあらかた出た感じです。活動が多岐に渡る団体であれば、事業内容を分けて申請することもできるが、いくつも事業を抱えているところはほとんどないので、1回補助金を使ってしまうと、同じ事業内容ではもう使えないので、常に新しい活動を併せて考えているような団体でないと難しいです。</p> <p>犬山市では、プレゼンテーションでの評価は低くても、活動自体に価値があれば、申請額のうちいくらかを補助しています。同じ事業の継続でも対象となるので、毎年、少ない金額でも貰うために申請してくる団体もあります。</p> <p>あくまでも補助金に頼って活動してもらうことが主旨ではないので、ひと通り目ぼしい団体が旅立ったら、申請が少なくなることはやむを得ないと思います。</p> <p>団体運営を補助すれば、いくらかは申請が増えるかもしれません。</p>
事務局	<p>団体運営への補助についても調べましたが、県内の市町村では純粋に団体の運営費を補助する制度はありませんでした。</p> <p>運営費補助も事業計画を提出してもらい、審査することになると、どこまでを補助対象とするのか判断が難しいと思います。</p>
齋藤委員	<p>確かに運営費補助だと補助対象の費目をどうするのか、線引きが難しいです。</p>
後藤委員	<p>地域の中には元気のいいご婦人方が多くいらっしゃる。その方たちに聞くと、自分たちだけでやっているのだから他には特に必要ないと言われます。団体の中には、そういう意見もあるのではないのでしょうか。</p>
伊藤委員	<p>10万円、20万円という大きな金額が必要な事業ではないけれど、自分たちの持ち出しでは少し足りないのでも2～3万円位支援してほしいという要望はあると思います。</p> <p>金額の大小ではありませんが、もっと簡単に申請できるといいと思います。</p>
事務局	<p>補助金である以上、審査は行わないといけないので、事業内容や予算等の審査に必要な項目を網羅する申請書の提出は必要です。</p>
齋藤委員	<p>事業実施前に審査するので申請書は必要になるが、賞金制度にすれば必要ないのではないのでしょうか。賞金制度なら1年間自分たちが頑張ってきたことを審査会でアピールして、入選したら賞金がもらえるというものです。</p>

2. 市民・協働ステーションについて

○事務局から、先進地視察について報告がありました。

○事務局から、布袋駅東複合公共施設について説明がありました。

後藤委員	図書館が布袋駅東複合公共施設に移設される計画ですが、現在の図書館の建物はどうなるのですか。江南市には著名な画家や書家がいるので美術館やふくらの家を移設するなど活用してはどうでしょうか。
事務局	図書館の建物については、未定となっておりますので、所管しております担当課にご相談いただきたいと思います。 本日は、布袋駅東複合公共施設の開館時間と休館日について、ご意見をいただきたいと思います。
齋藤委員	人員配置はどのようになりますか。
事務局	人員配置は、開館時間等が決まりましたら必要数の見込みが立ちますので、まずは開館時間等からご検討いただきたいと思います。 来年度の間、交流スペースの仕様や人員配置、講座、運営等について検討し、提言書にまとめていただきたいと思います。 開館時間は、近隣の公共施設が21時30分まで貸会議室を行っており、利用者からすると借りられる時間の長い方から予約されると思いますので、合わせております。管理の仕方は、公民館や学習等供用施設のように夜間管理をご近所の方にお願ひすることができるのかどうか、市民文化会館のように前日までに予約が入っていなければ閉館し、当日予約はお断りするとするのかどれが適しているか研究したいと考えております。
齋藤委員	ぜひ21時30分まで利用できるようにしてほしいです。夜間に利用できるから活動できる団体もあると思います。昼間と比べると利用率は低いと思いますが、他の市民活動センターでも夜間に開館しているので必要ではあると思います。
坪内委員	予約が入っていなければ夜間は無人になるので閉館し、予約が入っている時だけどなたかに施錠をお願いするのか。施錠方法をどうするのかを検討しないといけない。
齋藤委員	イベントの募集等で、仕事終わりに申込みや問合せの電話をしてきたときに、スタッフが取れないと申込みに繋がらないので、市民活動センターの開館時間も伸ばしてほしいと思います。そんなに多いわけではないかもしれないけれど、スタッフの常駐時間が17時までだと日中に仕事をしている人からすると不便になってしまうと思います。
坪内委員	スタッフが残業することはあると思いますが、その時間帯まで正式に開館するかは検討する必要があると思います。

伊藤委員	<p>開館時間と人員配置が議論になっていますが、施設の管理だけならば、夜間管理はシルバー人材センターに委託して、会議室の貸し出しだけを行ってもらえることはできると思います。ただし、問題になるのは、何か相談があったときに断れるのか、いろいろなことを求められたときにその場にいる人がどこまで対応できるのかだと思います。センターの機能を何時まで持たせるのかを議論する必要があると思います。</p> <p>いつでも相談業務までできる人がいることを求めたら、9時から21時30分までそこに常駐しなければいけなくなってしまう。管理だけの人と相談等の業務を兼務できる人で人工の使い分けをしておかないと兼務できるスタッフがずっといないといけないのは厳しいと思います。</p>
中村委員	<p>布袋駅東複合公共施設内の各施設は完全に分離しているのですか。図書館の受付の人に17時以降にちょっと対応してもらったり、総合受付を置くことはできないのでしょうか。</p>
事務局	<p>施設ごとは独立しており、他の施設に対応をお願いするとなると正式な依頼が必要になると思います。</p> <p>建物自体は警備会社に管理をしてもらうことになると思われます。施錠や消灯くらいは、そこをお願いできないかとも考えています。警備会社に依頼するのか、夜間管理人をお願いするのか、費用面での課題もあります。</p>
齋藤委員	<p>施設管理の管理人とは別に、市民活動センターの職員としてコーディネート業務を行う相談員を雇うのであれば、全く働き方は違うと思います。</p>
坪内委員	<p>受託NPO（受け手）が曜日によってスタッフを増減させたりするのは柔軟に対処してもらえばいいと思います。</p> <p>確かにスタッフの常駐時間を延ばせばいいんでしょうけれども、受け手が契約金額の中でどこまでやっていただけるかはわかりません。</p>
齋藤委員	<p>犬山のセンターは、登録団体に鍵を貸しているもので、24時間利用可能です。スタッフの常駐時間は、9時から17時ですけれども、上手くシフトを組み換えながらやっています。</p> <p>施設管理のために9時から21時30分までは事務室に必ず人いて、対応してくれる状態ができるのであれば、その人に電話対応くらいはお願いして、管理とは別に相談員には、1日8時間の月何日みたいな勤務で働いてもらうのがいいと思います。相手の団体の都合に合わせて必要であれば早朝の出勤や、夜間の勤務になることもあるので、どこまでを仕事としてカウントするかはその時々で折り合いをつけることになると思います。</p>

	<p>事務室に2人常駐して対応するなら対等の人が2人座るのか役割の違いの人が座るのかで、イメージが違ってきます。交流スペースは9時から21時30分までは開いているけれど、市民活動センターとしては9時から17時までしか開いてないのは、役割の違いで分けているのかなと思っていました。</p>
事務局	<p>コーディネーターや相談などの市民活動センターとしての機能は17時まで、貸会議室は21時30分までで想定しています。17時以降の貸会議室の部分までスタッフがいる必要はないので、無人でも使えるように、施錠だけ21時30分にしてもらうのか、シルバー人材センターに依頼し、事務室で貸会議室業務だけやってもらうのかということや、コーディネーターや相談の質や量についても、どれくらい時間外にやるのが想定されるのかも、今後1年かけて検討していければと思っています。</p>
齋藤委員	<p>現在、犬山では団体や個人で活動している方にインタビューして聞き取った内容を集めてビックデータを作っていますが、伺うためにアポイントを取ると日中に伺える方は3分の2くらい、残りの3分の1くらいは17時以降がいいという方です。担当している職員は、今の期間だけ1日8時間のフレックスタイムで勤務しており、19時に会うことになっているなら、午前中は休んで午後から出勤するとか、午前中に勤務して、午後は休んで、夜から会いに行くとか仕事の時間をフレキシブルに組み替える働き方をしてもらっています。日中捕まらない人は、仕事や活動中で手が離せないということもあります。案外、仕事を引退されている方でも、話を聞こうと思つと夜でないと時間が取れないと言われることがあるので、9時から17時で市民活動センターの動きを制限するのは、もしかすると現実的ではないのかもしれないです。</p>
早瀬委員	<p>最近の働き方として、工場などは3交代で24時間動いているので、ふくらの家でも相談をやるのは夜が多く、残業してやっています。働いている若者が相談したいと思うと17時ではとても無理だと思います。17時で帰ってこられる人は、本当に数少ないと思います。</p>
齋藤委員	<p>センター機能については、曜日によって相談の受付時間をずらしたり、コーディネーターがフレックスタイムで働ける環境を作ることで対応できますが、相談窓口を作った以上、相談員を常駐させないといけないと思いますが、開館時間内で上手くやっているセンターも聞いたことがないので、どこも担当者が時間外に対応していると思います。しかし、時間外対応ありきで21時30分までやってもらうというのは考慮してもらいたいと思います。</p>

坪内委員	<p>9時から17時まではセンター業務をやってもらいたいと思っています。センターの委託を募集するときに受け手がどう判断するかだと思いますが、江南市は17時までと言っているけれど、19時までスタッフを常駐させてやりますという提案があれば、17時以降も対応することができると思います。しかし、最初から19時とか20時までやってくださいというのは費用面で難しいのかなと思います。</p>
中村委員	<p>コアの時間をどうするのか、他の時間を受け手の事業者がフレキシブルにやるのかはまた別の話なので、今はコアの時間を9時から17時にしていますが、10時から18時でもいいのかもしれないです。</p>
坪内委員	<p>曜日によって相談が少ない場合もあると思います。人員配置は曜日ごとにやればいいのかと思っています。</p> <p>勤務時間を「10時から18時」にずらしても時間数は変わらないですけど、交流スペースは9時には開館するので、8時30分くらいには鍵を開けるために出勤してもらうことになります。事務所を開けてセンターは10時からですというのももったいないと思います。</p> <p>相談業務は何時からでもいいと思いますが、例えば、最低1日2時間、週何回は相談業務を行ってくださいといった委託仕様書にしたとして、何時から何時までにするのかは受け手の提案で行ってもらえればいいと思います。</p>
事務局	<p>このくらいはしてもらいたいというところまでを提言でまとめて、それに合わせて予算の積算を行います。</p> <p>特に相談業務については、現状を見ていただいてもわかるように、私たち職員では人手も知識も手薄なので、外部の経験豊富なNPO等にやっていただきたいと思っています。</p>
齋藤委員	<p>市民活動センターの職員が集まる会議の中でも、アウトリーチの話は出てきますが、実際に活動者にインタビューに行ってみると、来てくれれば話すけど、困っていることがあってもわざわざセンターまで行かないというところもありました。もちろんセンターに一定数相談に来るといふ事例もあるので、窓口を開くことが無駄だとは思わないけれど、積極的にセンターの外に出られるような仕様になるといいと思います。</p>
中村委員	<p>1日8時間、週48時間想定センター機能の人件費という仕様だけを決めて、あとは提案してもらえばいいと思います。</p>
事務局	<p>市が直接相談員を雇うわけではないので、最低限お願いしたいところまでを委託仕様書に盛り込み、その上で受け手が、市の考えた仕様書よりも、市民活動を支援する上でさらに工夫できることや、効果的、合理化できることがあればやってもらいたいと思います。</p>

齋藤委員	<p>小牧市や大口町は、市民活動センターが必要だという人が出てきて、後から行政が支援したという経緯がありましたが、江南市はお金も場所も先に用意してもらえるのは贅沢なことだと思います。</p>
事務局	<p>市民活動センターの設置施設の供用開始が延びていますが、例えば、NPOさんが、江南市の市民活動の支援のためにセンター運営に取り組みたいという熱意、事業計画があれば、布袋駅東複合公共施設にこだわらず、他の場所で前倒しでもやりたいと思っています。</p> <p>布袋駅東複合公共施設の建設が延びたから、センターの開設も延ばすという受け身ではなく、1日でも早くNPOさんと一緒にやっていきたいという気持ちです。どこかでセンターをスタートして、拠点施設が出来たら、そこに移るように2段階で進めることも可能だと思います。</p> <p>ただ、小牧市や大口町は、ぜひ私たちと一緒にやりましょうというNPO側からの動きが先にあって、それを受けてセンターを整備していました。江南市でもそういうNPO側からの動きがないと、せっかく施設を整備しても、利用が少ない結果にもなりかねません。</p> <p>それぞれのセンターの生い立ちの違いは違いましたが、良いところは取入れていきたいと思っています。</p>
水野委員	<p>「まちなつと大口」は、自分たちで自主的に動いているから絡みやすいのだと思います。普段は「まちなつと大口」が窓口になって、何かあったときには行政がサポートしてくれるというやり方は、参考にできると思います。やはり自主的にやりたいという人が集まったところからやっていくというのがいいと思います。</p>
伊藤委員	<p>視察を欠席したのでお伺いしますが、「こまき市民活動ネットワーク」はセンターのスタッフ体制で常勤4名うち3名は市の委託料で、1名は自身で雇用しているということですが、自分達で自主財源を確保しているということですか。</p>
事務局	<p>小牧市民活動センターの仕様書では、人件費は3人で積算しており、センター業務を専属で行っているのではなく、自主事業もやっているためスタッフを仕様よりも1名プラスして4人で実務をしていました。</p>
伊藤委員	<p>センター専属なら3人分の仕事だけど、自主事業もやるから実質4人で仕事を分けて動かすことでスケールメリットが大きくなっている。</p>
事務局	<p>「まちなつと大口」も自主事業と町の委託事業を合わせて事業規模を大きくしながら効率的にやる感じでした。</p> <p>仕様書では、人数まで規定せず業務内容に合わせてどれくらいの人数がいるかは受け手側の判断でいいと考えています。</p>
伊藤委員	<p>江南市でも専属では厳しいかもしれないので、いろいろな事業を合わ</p>

	せてサイズを大きくすれば雇い入れることができるのではないか。
水野委員	「まちねっと大口」は、他からも事業委託を受けてお金を貰っています。
伊藤委員	センターの管理委託以外にもいろいろな事業委託を受けて、行政とすり合わせをしながら主体的に企画を実施するということですね。
事務局	大口町は、大口町民活動センターの活性化事業を委託していきまして、町が求める業務内容に対して受け手が企画書を提案し、委託先を決めており、「まちねっと大口」では、5つの事業分野で様々な事業を行っており、助成金や会計、団体設立の相談など幅広く相談業務も受け付けています。 受付代行や事務の代行も行っており、委託を受けて販売代行も行って、自主財源を確保しています。
水野委員	販売代行は、チケットの販売です。チケットの販売手数料が自主財源になっています。
伊藤委員	江南市でも講座等は委託で行っており、さらに、地域まちづくり補助事業や、推進協議会、地域まちづくりフォーラムを委託の中で実施するようになる感じでしょうか。
事務局	委託料を2次配分して受託事業者が補助金の決定をすることは難しいと思います。「まちねっと大口」でも審査会の進行や事前準備をするところまでだと思います。 受託事業者は、補助金申請や審査会のサポートをし、補助金としては市が決定し、交付することになります。受託事業者の自主財源で補助金を出すことはできます。 民間にもいろいろな補助金・助成金があるので、対象となるものを紹介するようなコーディネーターができるのが一番良いと思います。私たちも知らない財団、助成制度も沢山あるので、紹介や申請のサポート、事業計画のサポートをする、外部の力と江南市の市民活動をコーディネートできるといいと思います。
伊藤委員	NPOが寄付を募って、集まったお金を基金にして、市民活動に配分するということができますか。
斎藤委員	基金にすることはできますが、それを本業にしようとする、財団法人を目指していった方がいい。
伊藤委員	例えば、地域まちづくり補助事業は、市が主になってやっているの、市の意向によるところが大きくて、改革やスピード感を持って交付しようと思うと厳しいと思います。NPOとして自主財源を寄付で募って、基金として団体に独自に配分できるようにする制度を目指す場合には、

	<p>寄付を集めるNPOの目的を明確にし、法人として信用を確保した上で、寄付を募る方が、寄付する方もこの寄付はこの活動のために積みますというのがわかりやすいと思います。</p> <p>また、NPO法人の運営への寄付とセットでやれば、自主財源の確保ができるのではないのでしょうか。</p>
齋藤委員	<p>事業の基金が団体内部で使われているように受け取られると問題があるので、しっかりと広報をして、外部団体が補助を受けて事業を実施しているという状況を作らないといけない。</p>
伊藤委員	<p>ちょっとした団体のチャレンジに補助金を出したいときに、受託団体の判断で5万でも10万でも交付できる仕組みがあればいいなと思います。できるのかどうか、制度をしっかりと検証し、これまでの市の補助金と組み合わせればより効果を発揮できるのではないのでしょうか。</p>
坪内委員	<p>最近ではネット上で団体がクラウドファンディングをできるように支援する仕組みもあります。また、企業に対し、団体がプレゼンテーションし、活動に対して応援してもらおうというマッチングをしているところもあります。市の補助金は単年度の交付となりますが、民間の助成には、4月から3月といった行政の設定する年度の区切りになっていないものもあり、行政よりも機動的な支援が期待できます。</p>
伊藤委員	<p>いろいろなポイントを議論すると、行政では事業実績や、申請のための書類、元々補助金の財源が税金である特性上、市民活動の開拓性や流行に合わせてチャレンジするスピード感というのは、相容れないところがあると思います。委託の中で担保される市の補助金の方の部分と受け手の団体が開拓性やスピード感を持って独自に行う補助金が組み合わせればいいと思います。</p>
事務局	<p>市がこれまで実施してきた講座等も受け手が自主事業として実施することで、市が担っていた事業もお任せしたいと考えています。ただし、仕様書どおりの事業のみを行うということであれば、今までと同じことになるかもしれません。</p> <p>地域まちづくり補助制度が将来どうなっていくかは定かではありませんが、補助金という形ではなくても、何らかの形で活動を支援していきたいと考えています。</p> <p>民間の助成金の事業計画をいっしょに立てるサポートをしていくというのも支援の1つの方法だと思っています。多くの人から共感が得られる事業であれば採択されるでしょうし、そうでなければ、市の制度に申請しても同じような結果になると思います。</p> <p>委託後も、地域まちづくり補助金を継続させた場合でも、受け手には</p>

	<p>募集の広報活動や、審査会等の進行、一採点は審査委員が行うので一採点の集計をしてもらいたいです。審査結果を受けて、正式な決定を市が行い補助金を交付する形になると思います。</p> <p>参考になる他市町村の事例があれば教えていただきたいと思います。</p>
--	--

3. その他

○事務局から、NPO・ボランティア講座の案内、災害ボランティアセンターについて説明がありました。

○事務局から、次回の協議会の開催時期について説明がありました。

事務局	次回は平成 31 年 5 月の開催を予定しております。
-----	-----------------------------

第7回江南市市民協働・市民活動推進協議会次第

と き 平成31年2月5日（火）
午後2時30分
ところ 江南市役所防災センター
3階 仮眠待機室

・会長あいさつ

(1) 地域まちづくり補助事業について

(2) 市民・協働ステーションについて

(3) その他

- ・NPO・ボランティア講座について
- ・災害ボランティアセンターについて

資料1：平成31年度まちづくり補助事業採択事業一覧表

資料2：地域まちづくり補助事業 採択団体一覧

資料3：平成30年度NPOに対する補助金等

資料4：第6回江南市市民協働・市民活動推進協議会 要旨

資料5：布袋駅東複合公共施設基本計画の見直しについて

資料6：布袋駅東複合公共施設 開館時間及び休館日一覧

資料7：県内市民活動センター 開館時間等について

資料8：市民・協働ステーション利用状況について

参考1：NPO・ボランティア講座 チラシ

参考2：災害ボランティアセンターのレイアウト図について



平成31年度 江南市 地域まちづくり補助事業 採択事業一覧

江南市は、地域で活動する団体などが工夫を凝らして取り組む、地域をよくしていこうという事業に対して「江南市地域まちづくり補助金」を交付しています。

平成31年度に実施事業として採択された「地域まちづくり補助事業」を紹介します。

平成31年度 2事業

講師派遣型介護予防教室	宮後第一これから会老人クラブ	運動と頭の体操を取り入れた介護予防教室の開催により、高齢者の健康増進、認知症予防を行います。また、老人クラブに加入していない高齢者にも働きかけ、地域のつながりの強化を図ります。リーダーを養成し、自立した教室の開催を目指します。
寄木 稲わら会「昔ながらの稲作でまちづくり」	寄木 稲わら会	田植え、稲刈り体験、家庭用しめ縄作り、餅つき体験など、区民と親子家族を対象とした体験行事を通して力強い区民交流が可能となり、無農薬で昔ながらの手法（手植え、鎌で刈る）により自然との接点や共生を拡大し、休耕田の活用をします。 さらに、高齢者婦人層や一人暮らし老人層に向けて家庭用しめ縄作りや餅つきを対象とした交流も行います。

地域まちづくり補助事業 採択団体一覧

資料 2

No.	採択団体	H20	H21	H22	制度改正・展開コースの開設	連携コース			展開コース					
						H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
1	飛高ボランティア協議会													
2	ウッドバーニング ヴェアど													
3	心にきれいな花を咲かせましょう													
4	NPOまゆを育てる会													
5	飛高親の会													
6	NPO法人 子どもと文化の森													
7	ハッピークローバー													
8	江南子育て応援隊 (ここたん)													
9	鹿子島GGクラブ													
10	江南市水道工事店協同組合													
11	布袋駅舎保存会													
12	東野区													
13	NPO法人 のいちご													
14	NPO法人 カーボンダイエット・ジャパン													
15	飛高フラワーズ													
16	バングラデシュ教育支援の会													
17	一般社団法人ガールスカウト愛知県第11団													
18	すいとびあラジオ体操クラブ													
19	織音													
20	江南市女性連絡協議会													
21	大相撲湊部屋を応援する小折町区民の会													
22	親和会													
23	江南市国際交流協会													
24	フェリーチェ													
25	草井を元気にする会													
26	こうなん地域猫の会													
27	NPO法人 わいわいわい													
28	江南地域のSOSネットワーク													
29	宮後第一これから会老人クラブ													
30	江南市ジュニアボランティアクラブ (KJVC)													
31	寄木 稲わら会													
32	江南ノルディックウォーククラブ													
	合計	3	5	4		6	3	4	4	5	8	10	7	2
	申請団体数	3	5	4		9	3	4	4	6	8	13	9	3

※同事業の申請は、連携コースは最大2年、展開コースは最大3年

※連携コースは代表団体のみカウント

※江南市ジュニアボランティアクラブは、採択後事業中止のため事業実施なし

平成30年度 NPOに対する補助金等(県内市町村)

市町村名	①制度名	②概要	③助成対象	④			⑤助成額	20万未満	50万未満	50万以上
				スタートアップ	活動支援	運営支援				
豊橋市	豊橋市市民協働推進補助金	①市民活動スタート支援補助金(つつじ補助金) ②市民活動ネクスト支援補助金(くすのき補助金)	①設立後5年未満の団体が行う事業 ②設立後2年以上の団体及び設立後2年未満であってもつつじ補助金の交付を受けた団体が行う事業	○	○		①50千円又は補助対象経費のいずれか少ない額 ②300千円又は補助対象経費のいずれか少ない額	○		
岡崎市	岡崎市民公益活動事業費補助金	①自立支援型 ②事業支援型	②設立後3年以上の市民活動団体が行う事業	○	○		①5万円を上限として対象経費の80%以内 ②20万円を上限として対象経費の50%以内	○		
	大学連携アドバイザー利用費補助金	市内4大学所属の教授等の助言・指導・講演に対する謝礼	市内大学に在籍する所属の教授等の助言・指導・講演 ①不特定多数のもの利益の増進に寄与する活動又は良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動。 ②営利活動、宗教活動、政治活動、公序良俗に反する活動でないこと	-	-	-	助言・指導の場合 謝礼の2分の1の額、または3,600円のうちいずれか少ない額 講演の場合 謝礼の2分の1の額、または次の額のうちいずれか少ない額 大学教授11,350円、大学准教授8,600円、大学講師等6,750円	○		
一宮市	市民が選ぶ市民活動支援制度	18歳以上市民の選択届出(投票)結果に基づき市民活動団体が実施する事業に支援金を交付	一宮市内に事務所がある市民活動団体が行う、一宮市民を対象とした、非営利・非政治・非宗教の公益事業			○	上限なし、補助率…2/3			○
瀬戸市	まちの課題解決活動応援プログラム	まちの社会課題を解決するためにNPO・市民活動団体が行う公益活動に対して支援金を交付。	瀬戸市が指定する分野に該当し、社会課題の解決を図るための事業	○	○		助成額…上限20万円、助成率…1年目5/5、2年目4/5	○		
半田市	半田市市民活動助成金	①はじめの一步部門 ②ステップアップ部門 ③コラボレーション部門	①設立後3年以内またはこれから設立する予定の団体 ②③設立後一年以上の団体	○	○		①助成額…上限10万円、助成率…1/2 ②助成額…上限100万円、助成率…1/2 ③助成額…上限100万円、助成率…3/4	○		○
豊川市	豊川市NPO法人運営支援補助金	赤字団体に対し、法人市民税相当額を助成	次の要件を全て満たす収益事業を行っているNPO法人。 ①主たる事務所が豊川市内に置かれているNPO法人のうち、とよかわボランティア・市民活動センターへ登録している法人 ②前事業年度の収益事業に係る益金の額が損金の額を超えない法人 ③法人税額が0円であり、法人市民税均等割のみが課税され納付した法人 ④豊川市が実施する「NPO法人の法人市民税均等割の減免」に該当しない法人 ⑤市税等の滞納がない法人			○	本市に納付された前事業年度分の「法人市民税均等割の金額」と同額	-	-	-
	豊川市市民協働推進事業補助金	市民活動団体等と協働で行うまちづくり事業に助成	①市民活動団体(とよかわボランティア・市民活動センターへの登録が必要です。) ②地縁組織(連区・町内会) ③市民活動団体や地縁組織と学校等、企業及び行政などが複数で構成する団体(実行委員会など)			○	上限20万円以内。(同一事業で最大3年間) 1年目:補助対象経費の5分の3 2年目:補助対象経費の5分の2 3年目:補助対象経費の5分の1	○		
津島市	つしま歴史・文化のまちづくり提案事業	津島市まちなか歴史・文化地区(歴史・文化ゾーン)を活用した事業に助成 ○歴史・文化ゾーンde夢まちづくり部門	歴史・文化ゾーン(津島駅西地域)を活用した事業			○	総額100万円			○
碧南市	市民公益活動活性化補助金	①初動期活動支援補助 ②活動活性化支援補助	①設立後3年目までの団体 ②設立後3年目以降の団体	○	○		①上限10万円 ②上限15万円	○		

市町村名	①制度名	②概要	③助成対象	④			⑤助成額	20万未満	50万未満	50万以上
				スタートアップ	活動支援	運営支援				
刈谷市	NPO法人設立支援事業	NPOの法人化に向けて、運営基盤の整備等に対する補助	① 刈谷市内に事務所または活動拠点を持つ団体 ② 主に刈谷市内で活動し、今後も引き続き刈谷市内で活動を行う予定がある団体 ③ 平成28年度から31年度までにNPO法人設立の認証を取得した団体(所轄庁に設立認証申請書を提出中の団体を含む)	○			上限100千円(2年連続、2回まで補助を受けることができる)	○		
	まちづくり活動支援事業	公益的なまちづくり活動に対する補助	主に刈谷市内で公益的なまちづくり活動を自主的に行い、今後も引き続き刈谷市内でまちづくり活動を行う予定がある団体	○	○		上限200千円	○		
	まちづくりびと支援事業	まちづくりを担う人材に対する補助	平成30年度中に刈谷のまちづくり活動に貢献する研修等を受講する人	○	○		上限10千円	○		
豊田市	豊田市市民活動促進補助金	①はじめの一歩部門 ②活動ステップアップ部門 ③新規事業チャレンジ部門	①設立5年未満の団体(申請時点で) ②設立3年以上 ③設立5年以上	○	○		①1年目:上限10万円、2年目:上限5万円、補助率10/10 ②1年目:上限20万円(補助率2/3)、2年目:上限10万円(補助率1/3) ③上限60万円(3か年)補助率2/3,上限40万円(2か年)補助率2/3	○	○	○
安城市	安城市市民活動補助金	公募型補助制度 ①市民提案型事業 ②行政提示型事業	安城市民活動センター登録団体			○	①上限15万円 ②上限22.5万円	○	○	
西尾市	西尾市市民活動推進事業補助金	①市民活動補助 上限10万円 ②NPO法人設立補助 上限10万円	①小学校区以上の区域を対象とする活動で、かつ国等の補助を受けていない活動 ②主たる事務所の所在地や代表の住所が市内にあり、30年度中に設立登記を完了予定する団体	○	○		①上限10万円 ②上限10万円	○		
蒲郡市	蒲郡市市民企画公募まちづくり事業助成金	①ほとばしる情熱支援部門 ②はじめの一歩部門	活動拠点が蒲郡市内にあり、規約・会則等を持って会計処理を適正に行っている3人以上で構成される団体であること。	○	○		①上限100万円、総額300万円 ②上限10万円、総額50万円	○		○
犬山市	犬山市市民活動助成金	①市民活動はじめの一歩部門 ②市民活動助成部門 ③コラボ・マッチング部門	①②登録市民活動団体による効果に広がりのある社会貢献事業 ③市民活動登録団体を含んだ団体同士の協働による社会貢献事業	○	○		①一律2万円 ②上限30万円(総事業費の1/2まで) ③上限40万円(総事業費から収入を控除した額の1/2まで)	○	○	
常滑市	まちづくり事業費補助金		①補助申請初年度から3年以内の事業 ②継続事業	○	○		①50万円を上限に、2分の1以内 ②30万円を上限に、3分の1以内	○	○	
江南市	地域まちづくり補助金	①ひろげよう!展開コース ②つながろう!連携コース	区・町内会、老人クラブ、子ども会、商店街振興組合、PTA、地域コミュニティ協議会、NPO等市民活動団体			○	①上限10万円 補助率80% 最長3年 ②1年目 上限20万円 補助率90% 2年目 上限16万円 補助率80%	○		
小牧市	小牧市市民活動助成金	①「はじめる」部門 ②「ひろげる」部門 ③「つなげる」部門	①市内で活動を始めようとする団体や活動を始めて設立5年未満の団体の運営や活動を補助する。 ②市内で活動を継続し、団体の強化や会員の拡大、活動の活性化を目指す団体に補助する。 ③登録団体が実施するまたは登録団体と他組織(団体、企業など)が協働して実施する先駆性・創造性がある新たな事業の経費を補助する。	○	○	○	①上限5万円(補助率100%以内、1団体2回限り) ②上限10万円(補助率1回目80%以内、2回目70%以内、3回目60%以内 1団体3回まで) ③上限20万円(補助率1回目80%以内、2回目70%以内、3回目60%以内 1事業につき3回まで)	○		
稲沢市	稲沢市公募型補助金	市民活動団体が行う公益社会貢献事業を公募し、当該事業に要する経費の一部を市が補助する	『稲沢市公募型補助金交付要綱』に定める要件を満たしている団体			○	10万円を限度額として、対象経費の4/5の額の補助金を交付する。同一事業に対する補助金の交付は、3年を限度とする。	○		

市町村名	①制度名	②概要	③助成対象	④			⑤助成額	20万未満	50万未満	50万以上
				スタートアップ	活動支援	運営支援				
新城市	新城市めざせ明日のまちづくり事業補助金	【自由事業】 【コミュニティビジネス立ち上げ事業】 ①育成期 ②自立期 ③拡充期	【自由事業】 ①16歳以上の市民5人以上で構成する団体であること ②16歳以上の市民10人以上で構成する団体であること ③16歳以上の市民10人以上で、団体設立後5年以上経過し、過去の活動実績が証明できる団体 【コミュニティビジネス立ち上げ事業】 16歳以上の市民2人以上で構成する団体であること	○	○		【自由事業】 ①上限30万円(9/10以内) ②上限60万円(8/10以内) ③上限100万円(2/3以内) 【コミュニティビジネス立ち上げ事業】 上限100万円(1回目9/10以内 2回目2/3以内)	○	○	○
	地域活動交付金事業	市民活動に対し、各地域自治体の地域協議会で審査等を実施し、助成する。	地域協議会で定める資格要件を満たす団体であること 各地域協議会で要件が異なります	○	○		上限額や補助額は10地区の地域協議会で定めています。	○	○	
大府市	大府市NPO法人立ち上がり支援事業補助金	NPO法人格の取得など、立ち上がり時に必要な経費を補助	所轄庁へ法人設立の認証申請を行った団体又はNPO法人設立の認証取得後3年以内の団体	○			1年目上限30万円以内、2年目上限25万円以内、3年度上限20万円以内	○		
知立市	知立市輝くまちづくり提案事業補助金	団体が自由なテーマで提案し、ガバメントクラウドファンディング(GCF)により集めた寄附金を財源として団体が主体となり市内で実施する公益的な事業に対し補助	①市内で実施され、住民の共感・理解が得られる公益的な事業 ②提案する事業が実現可能な事業 ③事業実施に伴い具体的な効果や成果が得られる事業 ④今後も継続した取組みが見込まれる、また将来的に事業の発展が見込まれる事業		○		補助基準額の10/10、又はGCFで集まった寄附金から手数料等を除いた金額のいずれか低い額	-	-	-
尾張旭市	市民活動促進助成金	①はじめの一歩部門 ②一般部門	①設立3年未満の団体に対し1回限り対象 ②①以外の事業	○	○		①対象経費の2/3以内で、上限10万円 ②対象経費の1/2以内で、上限10万円	○		
高浜市	市民予算枠事業交付金	個人市民税の5%の額を「市民予算枠」として、使いみちを市民の皆さんと協議・検討し、小学校区単位の課題解決や、地域の「やりたい」という想いをかなえるために団体が提案する事業実施に要する経費に対し交付 ①地域一括交付型 ②協働推進型 ③市民提案型	①町内会などの地域団体、まちづくり協議会 ②「高浜市まちづくりパートナー」として登録している団体 ③市民、市民公益活動団体		○		①各小学校区で取りまとめ、緊急性・重要性を考慮して調整・優先順位づけし、予算化し、交付金として決定し、各小学校区に交付 ②審査を受け、プランが採択となれば交付金を実施団体に交付 ③市民、市民公益活動団体の皆さんが提案し、審査を経た上で予算化し、市が実施	-	-	-
岩倉市	岩倉市市民活動助成金	①はじめの一歩コース ②ステップアップコース ③イベントコース	①設立3年以内の新設団体に対して助成 ②3年以上継続する計画のある市民活動に対して助成 ③単年度限りのイベント等に助成	○	○		①上限5万円、補助率90% ②上限15万円、補助率1回目70%、2回目50%、3回目30% ③上限5万円、補助率50% ※複数の団体と協働して行う場合は、補助率を10%加算	○		
豊明市	市民提案型まちづくり事業交付金	市民の福祉向上や地域のまちづくりに貢献する、もしくは行政だけで解決できない地域の課題を解決するため、市民活動団体が取り組む事業に対し補助 ①一般コース ②ビギナーコース ③ヤングコース	①市内で活動する市民活動団体 ②結成3年以内の市民活動団体、 ③概ね30歳未満の会員で構成する学生団体を対象とする。	○	○		①上限15万円 ②、③5万円を限度額とし、同一事業に対して、連続・不連続を問わず、3回を限度とする。	○		
日進市	日進市市民自治活動推進補助金事業	スタート支援補助金:NPOからの提案を受け、協働によるまちづくり事業の開催(5事業程度) ステップ支援補助金:NPOからの提案を受け、協働によるまちづくり事業の開催(12事業程度)	スタート支援補助金:設立後5年以内かつ過去にステップ支援補助金の交付及び本市からの委託を受けていない市民活動団体が行う事業に対し交付する。 ステップ支援補助金:市民活動団体が行う事業に対し交付する。ただし、過去に本市からの委託を受けたことがある市民活動団体については、委託を受けた事業と同一の事業である場合は対象としない。	○	○		スタート支援補助金:上限2万円 ステップ支援補助金:上限5万円 ※ステップ支援補助金の補助限度額について、市の主要施策推進への貢献度が高く、地域に広く還元されると認められるものは、さらに3万円を限度に加算する。	○		

市町村名	①制度名	②概要	③助成対象	④			⑤助成額	20万未満	50万未満	50万以上
				スタートアップ	活動支援	運営支援				
田原市	市民協働まちづくり事業補助金	市民活動団体が提案する公益活動の必要経費の一部を補助 ①通常枠(補助対象経費が10万円以上の事業) ②少額枠(補助対象経費が10万円未満の事業)	市内で実施される事業または市民に対して実施される事業 事業の計画、事業の効果および収支計画が明確である事業		○		①上限20万円(補助率 1/2) ②上限4万9千円(補助率 1/2)	○		
	新規団体活動補助金	市民が仲間を募って新たに始めようとする公益活動の必要経費を補助	設立2年未満の市民活動団体	○			上限5万円(補助率 10/10)	○		
	人材養成活動補助金	①講座・研修枠 知識・技術等を習得するための講座・研修会の受講経費を補助 ②先進事例視察枠 田原市まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプランに定める具体的な事業の推進に寄与する取組の立案を目的とした先進地視察に係る内国旅行の必要経費を補助	①専門知識・手法等を習得する講座・研修等で、市民公益活動の推進に有効であると市が認めるもの ②田原市まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプランに定める具体的な事業の推進に寄与する取組の立案を目的とした先進地視察に係る費用		○		①上限3万円 ②上限12万円(1人あたり上限3万円) 補助率 ※①・②共通 ・交通費:4千円まで 10/10(この額を超える費用 1/2) ・需用費(受講料・手数料等):3千円まで 10/10(この額を超える費用 1/2) ・宿泊費:1/2(上限6千円)	○		
	市民活動チャレンジ支援補助金	青年層の市民による公益活動の必要経費の一部を補助	青年層(おおむね18~40歳)の市民で構成された市民活動団体		○		上限10万円(補助率 1/2)	○		
愛西市	市民活動支援公募事業補助金	審査委員会による審査を行い、採択された事業に対し、事業に必要な費用の一部を補助する。	以下の要件をすべて満たしている市民活動団体 ・市民活動を行っている、または行う意思があると認められる5人以上で構成された団体 ・市内の活動拠点を有し、市民活動の効果が市内で生じること ・組織の運営に関する規約、会則などの定めがあること		○		補助対象経費の5分の4の額(限度額:10万円)	○		
北名古屋 市	北名古屋市民協働推進事業補助金	①活動支援(ホップ)部門 ②市民公益事業支援(ステップ)部門 ③協働事業支援(ジャンプ)部門	①市民活動団体が行う事業費 ②市民が主体となって行う公益社会貢献事業費 ③市民が主体となって行う公益社会貢献事業費	○	○		①対象経費総額の70%以内で5万円、NPO法人格を取得して3年以内の団体については、対象経費総額の70%以内で10万円を限度としてを補助(1団体年度ごとに1事業、通算2回まで) ②1回目は対象経費総額の80%以内で30万円、2回目は対象経費総額の70%以内で30万円を限度として補助(1団体年度ごとに1事業、通算2回まで) ③対象経費総額の80%以内で60万円を限度として補助(1団体年度ごとに1事業、補助回数は通算2回まで)	○	○	○
弥富市	地域づくり補助金	コミュニティ推進協議会、NPO等が実施する事業に補助	①コミュニティ推進協議会 ②NPO等		○		①1事業につき限度額50万円 ②1団体につき限度額年間5万円	○	○	
あま市	市民活動推進事業補助金	①自立促進事業補助金 ②活性化事業補助金	市内で活動する市民活動団体	○	○		①設立後1年未満の団体で上限10万円、1団体1回のみ ②設立後1年以上の団体で補助対象経費の1/2(上限20万円)、1団体年度内1回・通算3回まで	○		

市町村名	①制度名	②概要	③助成対象	④			⑤助成額			
				スタートアップ	活動支援	運営支援	20万未満	50万未満	50万以上	
長久手市	長久手市協働まちづくり活動助成金	事業の活動経費を助成	次に掲げる要件の全てに該当するものとする。 (1)現に市内で市民活動を行っている団体又はこれから活動を始めようとする団体 (2)規約、会則その他これに類するものを定めている団体 (3)5人以上で構成されている団体で、そのうち1人以上が市内在住又は在勤若しくは在学者で構成されている団体 (4)暴力団でない団体 (5)暴力団員が役員となっていない団体 (6)暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない団体		○		助成対象経費の90%以下で、上限15万円 ※助成対象経費が5万円の場合、その額以下	○		
	長久手市NPO法人設立支援助成金	NPO法人の設立、運営基盤の整備に係る経費を助成	次に掲げる要件の全てに該当するものとする。 (1)市内に事務所又は活動拠点を有し、主に市内で活動し、今後も引き続き市内で活動を行う予定の団体 (2)次のいずれかに該当する団体 ア 助成金の交付申請を行う年度(以下「申請年度」という。)の前2年度から申請年度までの間にNPO法人設立の認証を取得した団体 イ 申請年度にNPO法人の認証を取得する予定の団体(所轄庁に設立認証申請書を提出した団体に限る。) (3)長久手市から他に補助金や助成金を受けていない団体 (4)暴力団でない団体 (5)暴力団員が役員となっていない団体 (6)暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない団体		○		上限30万円		○	
大口町	大口町元気なまちづくり事業助成金	公開プレゼンテーションによる審査を経て交付決定	団体の使命に基づきかつ公益性があると認められる事業 同一事業に対して3年まで		○		対象経費の10/10			
	大口町まちづくり道具箱整備事業助成金	整備、または改修事業に対し、公開プレゼンテーションを経て交付決定	団体が一定期間継続して行う公益性がある事業を推進するために必要な施設及び設備の、整備又は改修事業		○		上限500万円(対象経費の4/5以内)			○
蟹江町	協働地域づくり支援事業	①一般型 ②ステップアップ型	地域の課題に住民が主体となって取り組むことで、豊かな地域社会の形成につながるプログラムを支援		○		①上限15万円 ②上限15万円(2~3年目)、10万円(4年目)、5万円(5年目)	○		
阿久比町	協働推進事業補助金(わくわくコラボ事業補助金)	新たな活動を立ち上げるため、または既存の活動をさらに発展させるために、団体が自主的・自発的に行う公益的な事業に対し補助	町民予算審査委員会による審査を行い、採択事業を決定 ハード事業・ソフト事業		○		前年度の個人住民税の1%を本制度における財源=住民税1%町民予算枠とし、このうち2分の1を財源として充てる。 補助対象経費10/10を補助	-	-	-
東浦町	東浦町パートナーシップ推進事業補助金(NPO法人初動支援型)	書類と申請者によるプレゼンテーションより審査し、補助額を決定	認証3年以内のNPO法人及び認証申請中の団体	○	○		上限20万円(対象経費の1/2以内)	○		
南知多町	南知多町地域振興等支援事業補助金	地域の振興策を地域住民が自主的に考え実践する事業に対して支援する。	・申請団体の代表者が南知多町内在住もしくは在勤であること。また、団体は10人以上で、構成員の過半数が南知多町内在住または在勤者であること。 ・ソフト事業、ハード事業		○		【ソフト事業】上限20万円(対象経費の1/2以内) 【ハード事業】上限60万円(対象経費の1/2以内)	○	○	
美浜町	美浜町まちづくりエンジョイぶらん交付金	①初動活動 ②活動支援	①新規のまちづくり活動支援(3回以内) ②まちづくり活動として発展的に継続して行う事業	○	○		①上限30万円 ②上限20万円	○	○	
武豊町	武豊町提案型協働事業交付金	①初動活動 ②活動支援	町内に主たる事業所または活動拠点があり、構成員が5人以上の団体	○	○		①上限5万円 ②上限20万円 どちらも助成率は10/10以内	○		
設楽町	設楽町イベント補助金	町民が行うイベント費用に対し補助	町の地域振興に繋がり、特定の受益者を対象としない事業 原則として5年以上継続して実施される事業 単なる物品販売や営利を目的とするものでないこと		○		事業費の1/2以内(10~100万円)			○
東栄町	元気な地域づくり支援事業助成金	元気な地域づくりを推進するための計画策定及び具体的な施策として創設された事業の実施に要する経費について予算の範囲内において交付	各行政区単位で設置した団体及び町内で設置した団体		○		上限60万円			○
春日井市	制度なし							-	-	-

市町村名	①制度名	②概要	③助成対象	④			⑤助成額	20万未満	50万未満	50万以上
				スタートアップ	活動支援	運営支援				
東海市	制度なし						-	-	-	
知多市	制度なし						-	-	-	
東郷町	制度なし						-	-	-	
豊山町	制度なし						-	-	-	
扶桑町	制度なし						-	-	-	
大治町	制度なし						-	-	-	
飛島村	制度なし						-	-	-	
幸田町	制度なし						-	-	-	
豊根村	制度なし						-	-	-	

あいちNPO交流プラザ 平成30年度市町村のNPO関連施策調査より

第 6 回江南市市民協働・市民活動推進協議会 要旨

会議名：江南市市民協働・市民活動推進協議会 市民活動センター視察

開催日時：平成 30 年 11 月 13 日（火）午後 1 時～午後 5 時

場所：小牧市市民活動センター、大口町民活動センター

委員：出席委員 8 名

伊藤 由香（学識経験者）

後藤 正敏（公募市民）

中村 健一（公募市民）

真野 由夏（公募市民）

齋藤 雅治（市民活動団体関係者）

早瀬 裕子（市民活動団体関係者）

水野 浩子（市民活動団体関係者）

坪内 俊宣（市職員）

事務局：矢橋 尚子（地方創生推進課地域協働グループリーダー）

加納 康陽（地方創生推進課地域協働グループ）

質問に対する各センターでの回答

○センターの来場者・利用者数の推移（直近 5 年）

（小牧市）相談及び助言、団体の交流など総利用件数及び総利用者数は減少している。土日の利用が減少したため、日曜日を休館日とし、団体が活動している現場に出向き、日頃の活動での課題等を伺い、交流するようにしている。

団体が使用できる印刷機を配置しているが、印刷機の利用には大きな変動はない。

（大口町）登録団体数、利用者数ともに増加している。町民活動センターの運営を行っている「まちねっと大口」が、自治会や子ども会、文化協会、体育協会、スポーツ少年団、NPO・ボランティア団体等の事務局を行っており、非営利で不特定多数の方が登録できる団体であれば、登録料 2,000 円を支払うことで登録でき、印刷機や交流スペースを利用することができる。

スタッフの対応時間は、午前 9 時～午後 5 時まで、それ以降は 1 階の総合受付の受付簿に記入すれば鍵を借りられるので、センターを午後 9 時まで利用できる。

○センターのスタッフについて

・スタッフの勤務体制はどのようになっていますか（常勤・パートの人数や勤務時間、給与等）

（小牧市）常勤 4 名（うち 3 名は市の委託料に人件費を計上、1 名はこまき市民活動ネットワークが雇用している。）

(大口町) 常勤2名、パート職員3名(常勤職員は月給制、パート職員は時給制)

・スタッフに対して研修を実施していますか

(小牧市) 新規スタッフに対して、市の臨時職員向け接遇研修を受講している。

(大口町) スタッフ向けの研修として開始しているものはないが、他市町のセンターで行われる研修に積極的に参加している。「まちねっと大口」自体も市民活動団体であるので、自分たちの興味のある講座の開催することで、スキルアップを図っている。

・役所の職員とスタッフ、スタッフ同士の情報共有はどのように行っていますか

(日報・業務報告等)

(小牧市) 月1回、連絡調整会議を行い、相談内容等をまとめた月例報告書を提出している。事業ごとに実績報告書を作成し、提出している。

(大口町) スタッフごとに担当している事業が異なるため、スタッフ同士の情報共有は事業別の日報で行っている。

○契約について

(小牧市) 単年度の「随意契約」を行い、市の予算には「委託料」として計上している。選定利用は以下の5点

(1) 「こまき市民活動ネットワーク」が、各市民活動団体を支援するための中間支援団体であること。

(2) 「こまき市民活動ネットワーク」の設立にあたって、個人・市民活動団体・企業から100名以上の賛同が得られたこと。

(3) 「こまき市民活動ネットワーク」が、市民活動に関する条例案と市民活動センター設立に関する提言書を精力的に作成したこと。

(4) 市民まちづくりセミナーをはじめ、小牧市との協働事業に実績があること。

(5) 平成17年度の開設から継続して小牧市市民活動センター管理・運営業務を請負い、業務に関するノウハウを持っていること。

(大口町) 協働委託事業として委託しており、業者の選定は、公募型、事業提案型があるが、事業を担うことができるのが町内で活動している団体では「まちねっと大口」のみであるため、1者随契としている。

町民活動センターの設立に関わった「まかせてねっと大口」(現 まちねっと大口)からセンターの運営をよく理解しているため。

役務については、町とまちねっと大口で割り振っている。事業による成果物も町と協議の上、まちねっと大口も所有できるようにしているものもある。

○人材育成や研修、交流促進事業について

(小牧市) 以下の5つの事業を実施している。

「NPO講座」(年2回) 出前講座と小牧市の助成金講座

「分野別交流会」(年2回) 市民活動団体が6つの活動分野に分かれて地域課題の解決について話し合う。

「まちのかたり場」市民自治の推進を目的とし、市民が気軽に参加できる「対話の場」として開催。市内6地区に分かれて地域課題の解決について話し合う。

「まちを育む市民と行政の協働交流会」市民活動団体と行政各課による交流会。協働の推進を目的に地域課題を共に学びあい、情報交換を行う。

「こまき市民活動祭」3年に1度小牧市内で活動する市民活動団体・ボランティア団体・学校・企業・行政が集まり、市民活動や社会貢献活動の大切さを市民にPRする。企業も社会貢献活動のPRの場として参加している。

(大口町) 以下の5つの事業を実施している。

【協働に関する事業】

団体の活動発表の場 まちづくり協働フォーラム (年1回)

2市3町ふれあい協働フォーラム (年1回)

【NPO 促進に関する調査・情報の提供】

ボランティア団体の情報の提供及び広報紙おおぐちモード紙面での団体の紹介 (年6回)

【活動支援事業】

書類印刷等の事務支援、コーディネート業務、受付代行、販売代行

一般・団体向けスキルアップ講座 (年2回うち1回は団体交流会)

人材発掘講座 (年2回)

夏休みチャレンジ講座 (年1回) 子ども向けに登録団体に講師になってもらい講座を開催。

相談業務 (団体設立から登録、助成金や会計相談等)

地域活動の応援 (相談体制の充実、地域に出向いて情報収集)

【情報発信・広報】

おおぐちモードの発行 (年6回) 広報に折込み、HP・ブログの更新

【町民センター管理・運営】

町民センター利用者説明会・交流会 (年1回) より良いセンターを目指して利用者から意見を聞き、相互の交流を図る。

・活動団体同士の交流や情報交換などのコーディネート業務をどのように行っていますか。

(小牧市) 毎年行っていた「こまき市民活動祭」を3年に1回にし、規模を拡大したことで一般の方も集まるようになってきている。市民活動祭のない年は、年2回団体同士の分野別交流会を行っている。

○相談業務について

(小牧市) 窓口、電話での相談のほか年間60件程度、団体の活動場所に出向いて情報の収集(アウトリーチ)と提供を行っている。

(大口町) 相談業務のアドバイザーはセンターのスタッフが兼務している。

○補助金・助成金について

・センターでの業務について

(小牧市) 小牧市市民活動助成金申請団体への助言指導・相談、申請受付、企画提案発表会及び実績報告会の企画運営を行う。

市民活動促進委員会が市民活動助成金の審査選考を行う。企画提案発表会は公開だが、審査は非公開で、評価基準に基づく採点評価と審査委員合議の加除評価の総合評価で実施する。

市民活動促進委員会は、小牧市市民活動推進条例に基づき設置されている審議会等に該当する委員会であり、年間 10 回程度、会議を開催。

(大口町) 大口町元気なまちづくり事業助成金及びまちづくり道具箱整備事業助成金の申請団体からの相談、申請受付、公開プレゼンテーションの運営を行う。

まちづくり活動促進委員会は、町の非常勤特別職として任命し、元気なまちづくり事業助成金及びまちづくり道具箱整備事業助成金の審査選考を行う。公開プレゼンテーション後、審査を行う。

○情報発信について

・活動団体の組織運営、活動内容などの情報収集・情報発信の方法

(小牧市) 窓口での相談及びアウトリーチによる情報収集、団体が発行しているチラシや SNS 等から情報収集を行っている。アウトリーチの際には、団体の代表者だけでなく、会員にも話を聞いてコミュニケーションを図っている。

市民活動センターニュース(年 4 回発行、毎回 900 部印刷)、HP にて情報発信を行っている。情報発信の強化のため、団体の活動スケジュールや団体の紹介を増やしていく予定。

(大口町) まちづくり情報誌「おおぐちモード」の発行と HP での紹介を行っている。情報収集については、団体からの申し出やチラシから行っている。

○感想

・小牧市、大口町とも、とても有意義なセンター視察でした。

・小牧市では、市民活動団体と行政の協働交流会や市民活動推進委員会に企業が委員として参加しており、分野の枠を越えて異業種交流をすることによって、社会的、経済的に活動内容が充実していく可能性を感じました。

市民に対するセンターの活用や情報提供の方法には、まだ課題があると感じました。

・大口町では、何も無いところからセンターをどのように作り上げてきたかを説明していただき、江南市でも地道に、背伸びせず、できるところから取り組んでいき、人材の発掘や財源の確保を行っていかねばと感じました。

近隣市町なので、今後とも、連携協力などを図って取り組んでいきたいと感じました。

・機会があれば、江南市と同程度の市町村ではセンターの運営をどのようにしているのか実情を学びたいです。

布袋駅東複合公共施設基本計画の見直しについて

1. 布袋駅東複合公共施設への図書館の移設について

市では、新たなにぎわい拠点の創出を目的として事業を進めている布袋駅東の開発と並行し、都市計画マスタープラン、立地適正化計画、また、図書館基本計画など、市の今後のまちづくりに大きな関わりのある計画の策定を進めているなか、市民の皆様からも新図書館建設に大きな期待が寄せられており、市のシンボルとして建設を目指す布袋駅東複合公共施設への移設を進めていくこととしました。

布袋駅東複合公共施設へ新図書館を建設するにあたり、江南市新図書館建設事業等基金とあわせ、国からの交付金制度を活用するなど、財政負担を抑える手法を検討しながら、より充実した図書館を整備するよう進めていきます。

2. 布袋駅東複合公共施設基本計画の見直しについて

民間の資金やノウハウを活用した複合公共施設を整備することで、新たなにぎわいの拠点を創出することを目的に、平成 29 年 3 月に策定いたしました「布袋駅東複合公共施設基本計画」につきましては、複合公共施設への図書館の移設に伴い、図書館基本計画の検討内容を反映させる必要があることから、今後、計画の見直しを実施します。

3. 今後の進め方

(1) 今後のスケジュール

(変更前)

	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
事業者募集・選定	→			
設計・建設の実施		→		

(変更後)

	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
事業者募集・選定	→						
設計・建設の実施				→			

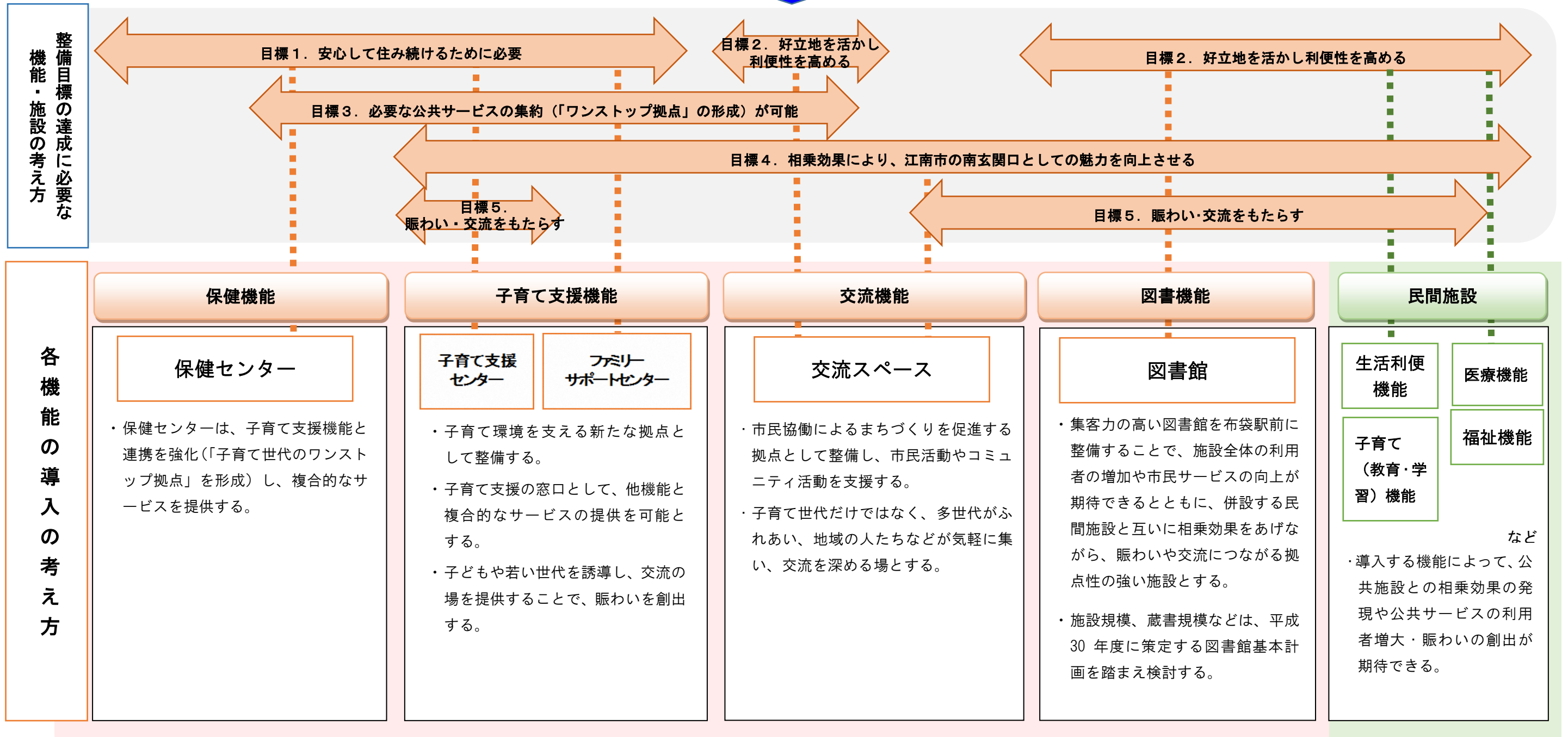
※平成 35 年度の施設供用開始を目指し、事業者募集・選定を行う予定です。

(2) 管理・運営の考え方

本施設は、利用者が気軽に立ち寄れる複合公共施設として、併設される民間施設と一体となった、効果的・効率的な運営に努めます。また、民間事業者の経営ノウハウを最大限に活用し、施設管理経費の縮減が図られるような管理形態の構築を目指します。

江南市の南玄関口にふさわしい、安心して住み続けられるまちの交流施設

- 目標1 周辺地域の市民の生活を支え、安心して住み続けるために必要な施設を整備する。
- 目標2 駅前の好立地を活かし、市民の利便性が高く、利用者数（来客数）が望める施設とする。
- 目標3 必要な公共サービスを集約し、効率的・効果的な複合サービスを提供する施設とする。
- 目標4 江南市の南玄関口としての魅力向上のため、複数の導入機能の相乗効果が期待できる施設とする。
- 目標5 民間施設を併設し、賑わい・交流をもたらす拠点性の強い施設とする。



交流スペースの機能について（案）

①事務室、②会議室、③交流コーナー、④作業コーナーの機能をもたせる予定。

●事務室

建設要件	用途	<ul style="list-style-type: none"> ・本施設の貸館業務等を行う執務スペース ・相談業務 		
	設置数	1室		
	利用人数	職員	4人	机の設置は4人（常時は2名）
		利用者	最大3人	
	諸室仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・交流スペースの閉館時に事務室を区切られるように、交流コーナーとの間にはシャッターを設置すること。 ・交流コーナーに面する位置にローカウンターを設置するスペースを確保すること。 ・ローカウンターの外側に、貸ロッカー及び貸レターケースを設置するスペースを設けること。（交流スペースの閉館時は貸ロッカー、貸レターケースはシャッター内に配置） ・床材は、清掃がしやすく耐水性のある衛生的な素材とし、濡れても滑りにくいものとする。 ・窓を設置する場合は、ブラインド又はカーテン等視線を遮ることができるものを設置すること。 		
	他室との関係	<ul style="list-style-type: none"> ・交流コーナーと隣接させること。 		
	建設設備要件	<ul style="list-style-type: none"> ・コンセントは、4箇所（8口）以上設置すること。 		
必要備品等	<ul style="list-style-type: none"> ・ローカウンター ・椅子 ・保管庫 ・パーテーション ・事務机 ・椅子 ・ロッカー ・レターケース 			

●会議室

建設要件	用途	<ul style="list-style-type: none"> ・区・町内会等の会議 ・職員（交流スペース職員以外も含む）による会議等 	
	設置数	3室	
	利用人数	最大64人	大会議室：64人（中会議室：24人程度×2、小会議室：16人程度×1に分割可能） 収納庫
	職員 利用者		
	諸室仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・中会議室2室と小会議室1室に3分割利用できるように、可動間仕切りで区切られるようにすること。 ・分割利用する際に、隣室の音が出来ただけ聞こえないように防音に配慮すること。 ・分割利用する際に、各室でプロジェクター投影に対応できるように壁面を白色とすること。 ・床材は、清掃がしやすく耐水性のある衛生的な素材とし、濡れても滑りにくいものとする。 ・窓を設置する場合は、ブラインド又はカーテン等視線を遮ることができるものを設置すること。なお、プロジェクター投影に対応するため、遮光性のあるものとする。 ・出入口のある壁面には、「利用中」か「空室」が分かるようにスライド式サインを設置すること。 	
建設設備要件	<ul style="list-style-type: none"> ・大会議室で利用するための天吊りスクリーン（手動式）、プロジェクターを設置すること。 ・音響機器一式に対応する設備を設置する。 ・コンセントは、プロジェクター用に3箇所（6口）設置すること。また、分割利用した際の各室に2箇所（4口）以上設置すること。 		
必要備品等	<ul style="list-style-type: none"> ・机 ・ホワイトボード ・椅子 ・マイクシステム：一式 ・プロジェクター：一式 ・音響機器：一式 		

●交流コーナー

建設要件	用途	・意見交換、情報提供を行うスペース		
	設置数	1 室		
	利用人数	職員	— 人	
		利用者	最大 12 人	
	諸室仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・壁で仕切らず、オープンな空間とすること。 ・事務室に面する位置にローカウンターを設置すること。また、交流スペースの閉館時に事務室を区切られるように、交流コーナーとの間にはシャッターを設置すること。 ・床材は、清掃がしやすく耐水性のある衛生的な素材とし、濡れても滑りにくいものとする。 ・窓がある場合は網戸をつけ、ブラインド又はカーテン等視線を遮ることができるものを設置すること。 ・自動販売機 1 台を置くスペースを確保すること。 ・壁面の一部はマグネットで掲示できるようにすること。(縦 2000mm・横幅 1800mm 以上) 		
	他室との関係	・事務室と隣接させること		
	建設設備要件	<ul style="list-style-type: none"> ・コンセントは、2 箇所以上設置し、そのうち 1 箇所は自動販売機用とすること。 ・湯沸スペースを設置すること。 		
必要備品等	<ul style="list-style-type: none"> ・自動販売機 ・椅子 ・パンフレットラック ・丸テーブル ・掲示板 ・資料用棚 			

●作業コーナー

建設要件	用途	・書類の印刷、紙折り、製本等		
	設置数	1 室		
	利用人数	職員	— 人	
		利用者	最大 8 人	
	諸室仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・印刷時等の音が外部に漏れにくいように配慮すること。 ・作業用の机・椅子の他、複合機、大型印刷機、裁断機、丁合機を設置するスペースを確保すること。 ・床材は、清掃がしやすく耐水性のある衛生的な素材とし、濡れても滑りにくいものとする。 		
	他室との関係	・事務室と隣接させること		
	建設設備要件	・コンセントは、4 箇所（アース付、6 口）以上を設置する。		
必要備品等	<ul style="list-style-type: none"> ・コピー機 ・印刷機 ・裁断機 ・大型印刷機 ・丁合機 ・長机 ・椅子 			

布袋駅東複合公共施設 開館時間・休館日（案）

施設	開館時間	休館日
交流スペース	9時～21時30分（会議室） 9時～17時（仮）市民活動センター	・木曜日（祝日の場合は翌日） ・年末年始
図書館	9時～20時	・隔週木曜日（祝日の場合は翌日） ・年末年始 ・蔵書整理期間
保健センター	8時30分～17時15分	・土曜日、日曜日、祝日 ・年末年始
子育て支援センター	9時～16時30分	・日曜日、祝日 ・年末年始

※今後、変更する場合があります。

県内市民活動センター 開館時間等について

★開始時間について

開始時間	自治体数
8:30	3
9:00	27
9:30	1
10:00	5
その他	1

★終了時間について

終了時間	自治体数
17:00	8
17:15	4
18:00	2
20:00	1
21:00	13
21:30	4
22:00	2
その他	3

★休館日について

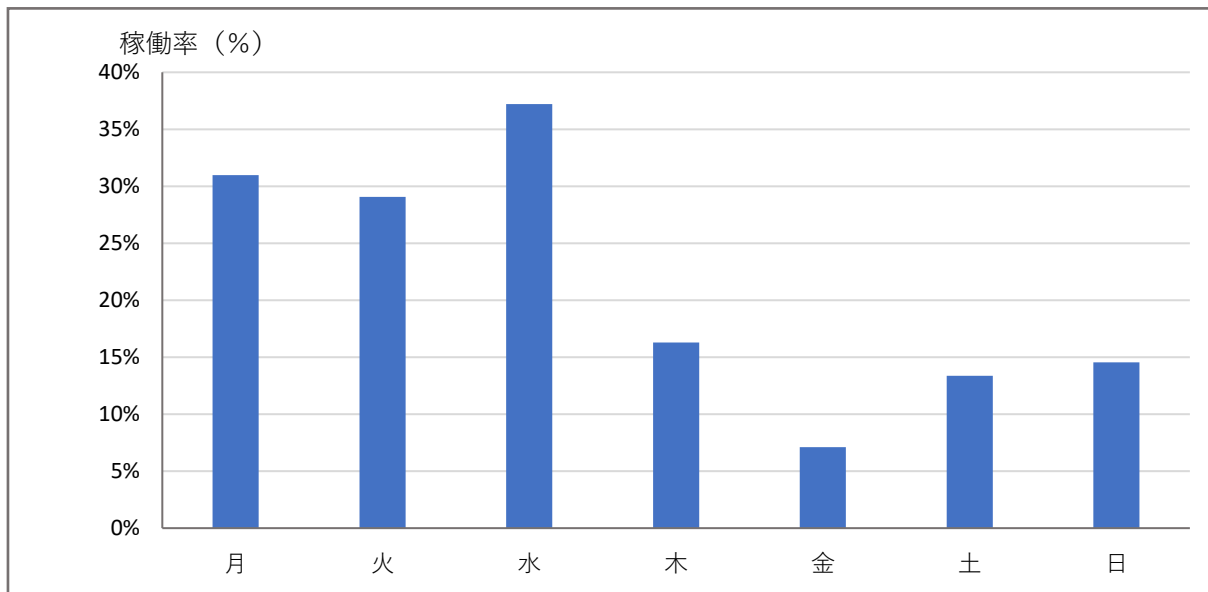
休館日	自治体数
なし	8
月数回	5
週1回	17
週2回	6
週3回以上	1

★週休日について

週休日	自治体数
なし	8
月(火)曜	13
日・祝	4
土・日・祝	2
日・月(火)・祝	5
その他	6

市民・協働ステーション利用状況について

1.多目的活動室利用状況(H30.3月～12月・曜日別)

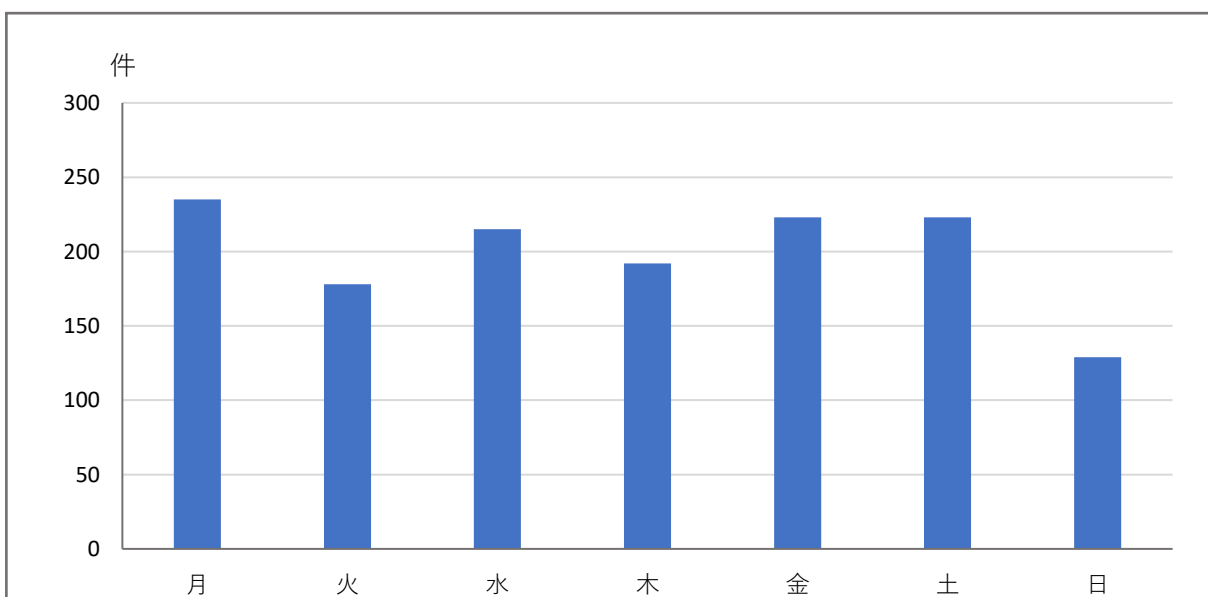


(単位:時間)

曜日	月	火	水	木	金	土	日
稼働時間	109	100	128	56	25	46	50
稼働可能時間	352	344	344	344	352	344	344
稼働率	31.0%	29.1%	37.2%	16.3%	7.1%	13.4%	14.5%

※多目的活動室は、平成30年3月から1室のみの稼働となったため、集計はそれ以降とした。

2.印刷機利用件数(H29年度・曜日別)



(単位:件)

曜日	月	火	水	木	金	土	日	合計
件数	235	178	215	192	223	223	129	1,395
割合	16.8%	12.8%	15.4%	13.8%	16.0%	16.0%	9.2%	100.0%